

令和6年2月定例会

予算決算委員会資料  
(産業振興部)



## 農業経営等復旧・再開支援対策事業について

### 1 事業目的

令和5年の豪雨および猛暑により被害を受けた農業者等の再生産に向けた取組みに対して支援するもの

### 2 事業内容

- (1) 水稻および大豆の種子購入支援 18,864千円  
豪雨の被害により、再生産に必要な種子の購入費に対して支援する。  
ア 対象者 減収率20%以上のほ場を1ha以上有する農業者等  
イ 助成対象 種子の購入費  
ウ 補助率 県1/3以内、市1/3以内
- (2) 園芸作物の種苗等購入支援 13,735千円  
豪雨の被害により、再生産に必要な種苗等の購入費に対して支援する。  
ア 対象者 減収率20%以上のほ場を有する農業者等  
イ 助成対象 種苗および生産資材の購入費  
ウ 補助率 県1/2以内、市1/3以内
- (3) 園芸作物の種苗購入支援 1,714千円  
猛暑の被害により、再生産に必要な種苗の購入費に対して支援する。  
ア 対象者 減収率20%以上のほ場を有する農業者等  
イ 助成対象 種苗の購入費  
ウ 補助率 市1/2以内
- (4) 事務経費（郵送料） 19千円

### 3 事業費

34,332千円（県17,673千円、一財16,659千円）

（内訳） 通信運搬費 19千円  
補助金 34,313千円

### 4 債務負担行為

令和5年度～6年度 限度額 34,313千円

※令和5年9月議会および11月議会で設定済み

### 5 事業スケジュール（予定）

令和6年1月 事業内容周知、申請受付開始  
11月 事業完了  
12月 補助金交付

## 農山村地域活性化センター大規模改修事業について

### 1 事業目的

建築から30年以上経過した農山村地域活性化センターさとぴあについて、多目的ホールの屋根の雨漏りなど、老朽化による損傷が著しいことから、大規模改修を行うもの。

### 2 事業内容

同施設の多目的ホールの屋根および外壁の改修工事等を行う。

#### (1) 調査等

外壁のアスベスト含有調査と、屋根の積載荷重増加に伴う構造・補強方法の検討作業

#### (2) 工事

既存屋根材へのカバー工法（重ね張り）による屋根の改修と、外壁の金属サイディングへの改修

### 3 施設概要

(1) 所在地 秋田市上新城五十丁字小林190番地1

※旧上新城中学校（平成23年3月閉校）

(2) 開設月日 平成31年4月1日

(3) 開館時間 午前10時～午後10時（休館日 12月29日～1月3日）

(4) 規模等 ア 事務棟：平成3年3月築、鉄筋コンクリート造2階建、1,841.24㎡  
イ 多目的ホール：平成2年1月築、鉄骨造1階建、838.94㎡

### 4 事業費

105,857千円（市債105,000千円、一財857千円）

（内訳） 手数料 857千円

工事請負費 105,000千円

### 5 事業スケジュール（予定）

令和6年4月 アスベスト含有調査等

6月 設計

8月 工事契約・着工

※屋根工事中は、施設利用者の安全配慮の面から多目的ホールの利用を停止する予定。

12月 工事完了

### 6 その他

事務棟においても、屋根や外壁等の老朽化による損傷が著しいことから、令和7年度以降の改修に向けて、今後検討していく。

【参考】

- ・改修箇所

▽多目的ホール（全体）



▽屋根



▽外壁



- ・損傷による主な影響

▽雨漏り



▽天井腐食（更衣室）



## ため池防災対策事業について

### 1 事業目的

近年、自然災害が激甚化・頻発化する中、農業用ため池の決壊等により人家、公共施設および農地などへの被害が発生していることから、農業用ため池の改修等を実施し施設の健全性・安全性を確保するとともに、利用が見込まれない農業用ため池を廃止するなど、農業用ため池決壊等による災害を防止する。

### 2 事業概要

- (1) 事業名 ため池防災対策事業
- (2) 事業内容 農業用ため池の廃止、改修、附帯施設の整備
- (3) 事業対象 ・土地改良区以外が管理する防災重点農業用ため池の廃止  
・受益面積5ha未満の土地改良区以外が管理する防災重点農業用ため池の改修および附帯施設の整備
- (4) 事業主体 秋田市
- (5) 補助率 ため池の廃止 国 100%  
附帯施設整備 国 50%、県 25%、市 25%

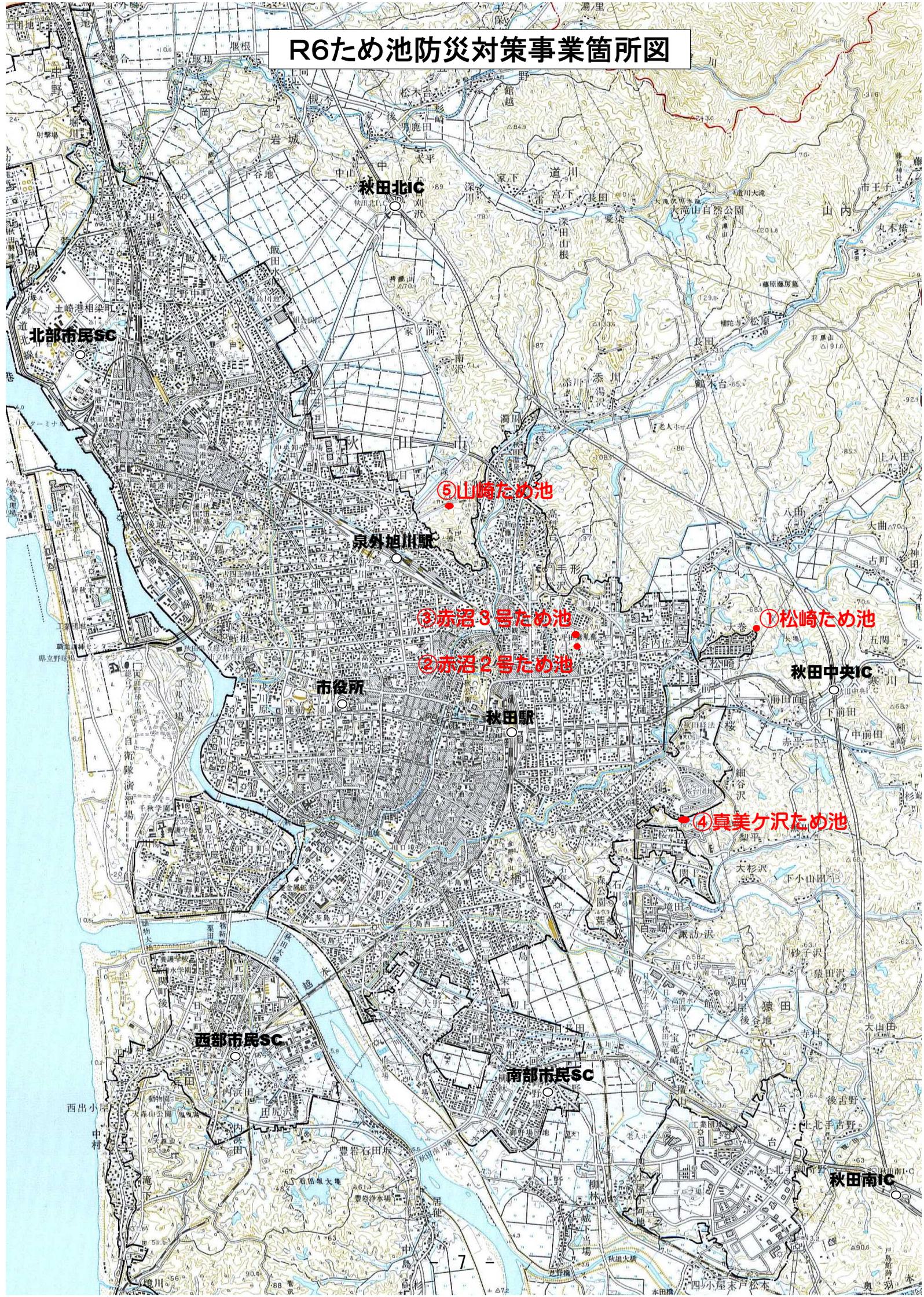
### 3 事業費

#### 【R6事業費内訳】

(単位：千円)

番号	名称	計画期間	R6 事業内容	R6 事業費	国	県	市		R7以降	
							市債	一財		
①	松崎ため池	R6～R8	調査設計一式	2,300	100%	0%	0%	-	-	20,000
②	赤沼2号ため池	R6～R8	調査設計一式	5,600	100%	0%	0%	-	-	20,000
③	赤沼3号ため池	R6～R8	調査設計一式	5,800	100%	0%	0%	-	-	20,000
④	真実ヶ沢ため池	R6～R9	調査設計一式	3,600	100%	0%	0%	-	-	30,000
⑤	山崎ため池	R6	安全施設 L=110m	8,000	50%	25%	25%	2,000	-	-
合計		5箇所		25,300	21,300	2,000	2,000	2,000	-	90,000

# R6ため池防災対策事業箇所図



## 商店街・地域中小企業団体等消費拡大支援事業について

(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金対象事業)

### 1 事業目的

物価高騰の影響を受けている市内商店街等の消費喚起に向けた取組を支援することで地域経済の活性化を図るもの。

### 2 事業内容

市内商店街等および市内の各業界・業種等を代表する団体が消費拡大を目的に実施する販売促進事業に対して補助するもの。

#### (1) 対象者

秋田市商店街連盟に加入する商店街、秋田市商店街連盟、秋田商工会議所、河辺雄和商工会、市内の各業界・業種等を代表する団体

#### (2) 対象事業

市民の消費拡大を目的に対象者が実施する販売促進事業（プレミアム付商品券の発行やスタンプラリー等直接消費活動につながるイベント）

#### (3) 補助率

10/10（100%）

#### (4) 補助上限額

ア 秋田市商店街連盟、秋田商工会議所、河辺雄和商工会、秋田市商店街連盟に加盟する商店街振興組合…200万円

イ 秋田市商店街連盟に加盟する商店街、市内の各業界・業種等を代表する団体…100万円

#### (5) 補助回数

1回

#### (6) 対象期間

令和6年4月から令和7年1月まで（予定）

### 3 事業費

46,000千円（一財46,000千円）

（内訳） 補助金 46,000千円

（詳細） 2,000千円×8件＝16,000千円

1,000千円×30件＝30,000千円

## 経営改善計画策定支援事業について

(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金対象事業)

### 1 事業目的

物価高騰の影響を受けている事業者が、資金繰りの安定化のために策定する経営改善計画の費用を補助することで、事業者の収益力改善や事業再生への取組を支援するもの。

### 2 事業内容

事業者の経営改善計画策定に係る費用に対し、国の補助や秋田県信用保証協会(以下「協会」という。)の補助分に上乗せし、一部を補助するもの。

(1) 対象者(以下のすべての要件に該当する市内事業者)

ア 国の経営改善計画策定支援事業を活用し経営改善計画を策定していること。

イ 対象期間中に経営改善計画の策定に係る自己負担分を支払ったこと。

ウ 補助の申請時点で事業を継続する意思があること。

(2) 対象期間

令和6年4月(予定)から令和7年2月まで

(3) 補助内容

計画策定費のうち、国補助後の自己負担額の5分の4、上限40万円(協会の補助がある場合は、当該補助額を控除した額)を補助する。

	策定費用	国補助額 (補助率2/3)	協会補助額 (補助率4/5) ※1	市補助額 (補助率4/5) ※2	自己負担
経営改善計画	約150万円	100万円	なし	40万円	10万円
			25万円(上限)	15万円	
早期経営改善計画 (簡易版)	22.5万円	15万円	なし	6万円	1.5万円
			6万円	なし	

※1 国補助後の自己負担額の5分の4を補助

※2 国補助後の自己負担額の5分の4を補助(ただし協会の補助がある場合、その額を控除)

### 3 事業費

8,117千円(一財8,117千円)

(内訳) 事務費 117千円(消耗品費 113千円、通信運搬費 4千円)

補助金 8,000千円

(詳細) 通常版(協会補助無) 400千円×17件=6,800千円

(協会補助有) 150千円×2件=300千円

簡易版(協会補助無) 60千円×15件=900千円

## サテライトオフィス誘致推進事業について

### 1 事業目的

通信環境の飛躍的な発展などを背景に、首都圏等のIT関連企業による地方進出の動きが加速化している中で、立地場所として人気が高い中心市街地では、サテライトオフィス施設（レンタルオフィス）が不足傾向にある。

このたび、国の交付金「デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ地方創生テレワーク型）」を活用して同施設を整備しようとする事業者を支援するとともに、企業誘致プロモーション活動を実施して誘致促進を図ろうとするもの。

### 2 事業内容

(1) サテライトオフィス施設開設支援事業 26,334千円

- ・新たにレンタルオフィスを運営しようとする事業者に対して、改修費用や設備導入等に係る経費を補助する。
- ・開設場所は秋田拠点センターアルヴェ内で、対象事業者は同施設民間棟を管理する秋田新都心ビル株式会社を予定している。

(2) 企業誘致プロモーション事業 3,705千円

- ・首都圏企業3,000社以上に対して地方進出ニーズ調査を行い、新規進出検討企業を抽出する。
- ・抽出企業とオンライン面談を実施し、有力企業を対象とした視察ツアーを行い、本市の立地環境（サテライトオフィス施設・大学等）を紹介するなど誘致折衝を行う。

### 3 事業費

30,039千円（国19,722千円、一財10,317千円）

(内訳) 事務費 515千円（旅費・消耗品費等）  
業務委託料 3,190千円  
補助金 26,334千円

### 4 事業スケジュール

日程	市	秋田新都心ビル(株)
4月	国の交付決定	改修工事の発注
5月	誘致プロモーション事業発注	改修工事の着手
6月	委託事業者との契約締結	
7月～	ニーズ調査・オンライン面談の実施	改修工事の完成・入居PR
10月～	視察ツアーの実施	入居受付開始

## 中小企業成長支援ファンド事業について

### 1 事業目的

官民一体となった中小企業成長支援ファンドである、「秋田市『未来応援』ファンド」に続く新たなファンドを設立し、本市経済の活性化に資する可能性が見込まれる企業への出資と、金融機関等による継続的かつ専門的な経営指導など、創業期から成長・成熟期までを横断的に支援する体制を強化する。

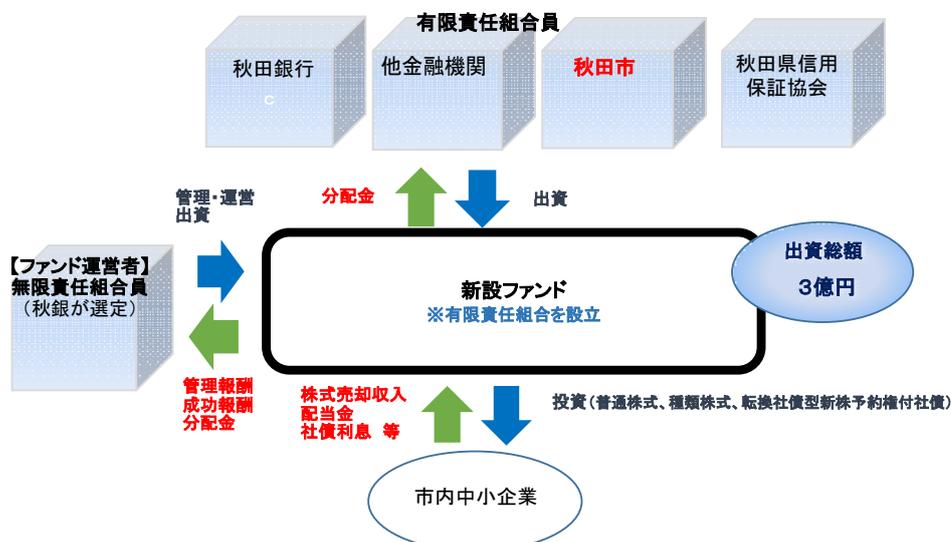
### 2 事業内容

現行の「秋田市『未来応援』ファンド」と同様、秋田銀行をはじめとする金融機関や本市などの有限責任組合員と、ファンド運営者の無限責任組合員（未定）が共同で出資し新たなファンドを設立。新たな事業を立ち上げるベンチャー企業や第二創業を図る中小企業者など、本市経済の活性化に資する事業者を投資対象とする。

### 3 ファンド概要（予定）

- (1) ファンド組成：令和6年10月
- (2) ファンド総額：3億円（うち本市負担分5,000万円（全額一般財源））
- (3) 運用期間：10年間
- (4) 投資目標：10社程度（1社当たり500万円～5,000万円）
- (5) ファンド運営者：秋田銀行において選定
- (6) 投資対象：成長の可能性のある創業期の企業や、第二創業、新分野進出、新商品開発を行う成長期の企業、事業承継を行う成熟期の企業などのうち、本市に事業拠点を有する中小企業

### 4 ファンドスキーム（予定）



## 新エネルギービジョン推進経費について

### 1 事業目的

令和5年度に策定する秋田市新エネルギービジョンに基づき、再生可能エネルギーの利用促進と関連産業の振興を図る事業を展開し、経済と環境の好循環による地域産業の活性化を目指す。

### 2 事業内容

#### (1) 秋田市再生可能エネルギー推進検討委員会の運営

##### ア 推進検討委員会、専門部会の開催

検討委員会を年2回程度開催し、ビジョンの進捗管理を行うとともに、各分野の専門家等による専門部会を年2回程度開催し、本市の新たな事業展開を検討する。

##### イ 再生可能エネルギー関連産業の先進事例調査

本市での洋上風力発電のサプライチェーン構築や再生可能エネルギーを活用した水素製造、データセンターの立地に向けた知見の収集等を行うため、先進事例調査を行う。

調査候補地：北海道、九州地方

#### (2) 風力発電関係会議への参加

「全国洋上風力発電市町村連絡協議会」、「秋田県洋上風力発電市町村連絡会議」、「秋田風作戦」等へ参画し、洋上風力発電に関する知見の収集や関連市町村との意見交換等を行い、本市の風力発電関連産業への事業者参入等を促進するための支援策や取組に活用する。

### 3 事業費

1,861千円（一財1,861千円）

（内訳）	報償金	392千円
	旅費	1,282千円
	消耗品費	119千円
	自動車借上料	18千円
	負担金	50千円

## 再生可能エネルギー導入事業者支援事業について

### 1 事業目的

市内事業所への再生可能エネルギー設備の導入を支援することにより、クリーンエネルギー活用による市内企業の競争力の強化や、エネルギーの地産地活による光熱費の軽減を図るとともに、市内の脱炭素化を促進する。

### 2 事業内容

#### (1) 補助対象者

市内の事業所等に太陽光発電システムや木質ペレットストーブを新たに設置する事業者

#### (2) 補助内容

太陽光発電システム 1kWあたり20千円を補助（上限500千円）

木質ペレットストーブ 1台当たり設置費の1/2を補助（上限200千円）

### 3 事業費

3,005千円（一財3,005千円）

(内訳)	消耗品費	3千円
	通信運搬費	2千円
	補助金	3,000千円

### 4 その他

事業者向けの設備については新エネルギー産業推進室で実施しているが、一般家庭向けの設備については環境総務課で実施している。

#### (1) 一般家庭向け太陽光発電システム設置費補助金

1kWあたり20千円を補助（上限80千円）

#### (2) 一般家庭向け木質ペレットストーブ設置費補助金

1台当たり設置費の1/2を補助（上限200千円）

## 再生可能エネルギー関連企業進出意向調査経費について

### 1 事業目的

本県沖で先進的に展開される洋上風力発電事業や水素・アンモニア等の新エネルギーの利活用は、今後更なる拡大が見込まれる。

洋上風力発電のトップランナーとしての本市の優位性を生かしつつ、新エネルギーの製造・研究拠点の形成に向け、再エネ関連企業等のニーズ把握を行い、関連企業の誘致に繋げるとともに、市内企業との協業等により、本市の新エネルギー産業の振興発展を図る。

### 2 事業内容

再生可能エネルギー関連企業の誘致の実現に向け、企業等のニーズ調査により本市と親和性の高い企業を抽出し、進出可能性が高い企業をターゲットとして企業訪問等を行う。

#### (1) 再生可能エネルギー関連企業進出意向調査業務委託

調査対象業種：発電事業関連、次世代エネルギー関連、脱炭素関連

調査企業数：約1,300社

有望企業者数：30社程度

ターゲット企業数：5社程度

#### (2) ターゲット企業への誘致活動

誘致ターゲット企業へ訪問し、誘致に向けた意見交換を行う。

### 3 事業費

7,846千円（一財7,846千円）

（内訳）	報償金	42千円
	旅費	899千円
	消耗品費	146千円
	業務委託料	6,759千円

### 4 スケジュール

令和6年6月 業務委託契約

7月 調査対象企業の抽出、アンケート準備

8月 アンケート調査実施

9月 アンケート調査結果分析、ターゲット企業等抽出

10月 企業訪問

令和7年3月 業務完了報告

## 地方卸売市場再整備事業について

### 1 事業目的

本年6月に策定予定の秋田市卸売市場再整備基本計画をもとに、再整備工事に係る事業者の公募に向けた要求水準書等の作成支援を行うアドバイザー業務のほか、測量業務・樹木伐採業務・土壌汚染状況調査業務について委託等を行うもの。

### 2 事業費（全額一般財源）

（単位：千円）

年 度		令和6年度	令和7年度	計
合 計		90,095	14,476	104,571
内 訳	アドバイザー業務	22,924	14,476	37,400
	測量業務	24,374	—	24,374
	樹木伐採業務	14,529	—	14,529
	土壌汚染状況調査	27,720	—	27,720
	先進地視察	548	—	548

※令和7年度は債務負担行為設定

### 3 事業内容

#### (1) アドバイザー業務委託

##### ア 契約期間

令和6年8月から令和7年12月まで

##### イ 委託内容

##### (ア) 実施方針作成

再整備後の卸売市場に求められる機能・役割を果たすための方針作成

##### (イ) 要求水準書等作成

各施設の機能に関する条件の整理や概算事業費の算定

##### (ウ) 事業者選定支援

工事に係る事業者の募集、提案審査、事業者選定の支援

##### ウ 選定方法

公募型プロポーザル契約

(2) 測量業務委託

基本設計等に必要な敷地面積や境界の確定等を行うもの

ア 契約期間

令和6年5月から同年12月まで

イ 委託内容

(ア) 公図や地図等による資料調査および筆界確認等の現地調査

(イ) 面積測量や境界標設置等の実施

(ウ) 基本設計および実施設計に必要となる現況の建造物の図面化

ウ 選定方法

要件付一般競争入札

(3) 樹木伐採業務委託

再整備工事で支障となる市場敷地内の樹木伐採を行うもの

ア 契約期間

令和6年5月から同年12月まで

イ 選定方法

要件付一般競争入札

(4) 土壌汚染状況調査業務委託

令和5年8月30日（水）から同年12月22日（金）にかけて実施した土壌汚染状況調査においてヒ素およびその化合物が検出されたことから、追加調査を行うもの

ア 契約期間

令和6年5月から同年11月まで

イ 選定方法

要件付一般競争入札

(5) 先進地視察

本市場再整備の参考とするため、既に再整備に着手している他市場を視察するもの

秋田市特別会計条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条 第2項の規定により次に掲げる特別会計を設置する。 (1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略) 以下 (略)</p>	<p>(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条 第2項の規定により次に掲げる特別会計を設置する。 (1)～(3) (略) <u>(4) 秋田市中央卸売市場会計</u> <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略) <u>(10)</u> (略) 以下 (略)</p>